

Q1 医療法改正で平成19年4月からは一般の医療法人は出資額限度法人しか設立できなくなるそうですが、そうすると法人成りしても従来のようなメリットは享受できませんか。

A **ポイント**

- (1) 従来の持分の定めのある医療法人成りのメリットである、所得税と法人税の税率構造の違いと法人、個人との所得の分散によるトータルの税負担の軽減、役員退職金の支給による内部留保の圧縮、生命保険等の活用等については、拠出金制度の医療法人（出資額限度法人の新しい名称）においても同様のメリットが受けられます。
- (2) 内部留保について財産的な見方からすると、拠出金制度の医療法人の場合、解散時、拠出金が払い戻されるだけで残余財産が国等に帰属しますので、デメリットは大きいわけですが、役員報酬や役員退職金の金額の決め方、生命保険の活用等により、そのデメリットは軽減できるといえましょう。

1. 医療法改正で持分の定めのある社団医療法人の設立はどう変わるか

持分の定めのある社団医療法人は、平成18年3月末現在、全国の医療法人総数41,720のうち大半(40,914(98%))を占めていますが、新医療法の施行期日である平成19年4月1日以降設立できる持分の定めのある社団医療法人は、解散時の残余財産を国若しくは地方公共団体又は他の医療法人等に帰属させることが下記のように医療法に明記された拠出金制度の医療法人(出資額限度法人)に限られます。

これは、解散時の残余財産を国等に帰属させることにより医療法人の非営利性をより徹底するとともに、拠出者にとっての投下資本の回収を最低限確保しつつ、医療法人の安定的運営に寄与し、もって医療の永続性・継続性の確保に資するために改正されたものです。

ただし、平成19年4月1日以前に設立された医療法人の大多数を占める既存の持分の定めのある社団医療法人は、当分の間、解散時の残余財産を国若しくは地方公共団体又は他の医療法人等に帰属させる必要がないとの経過措置がとられます。

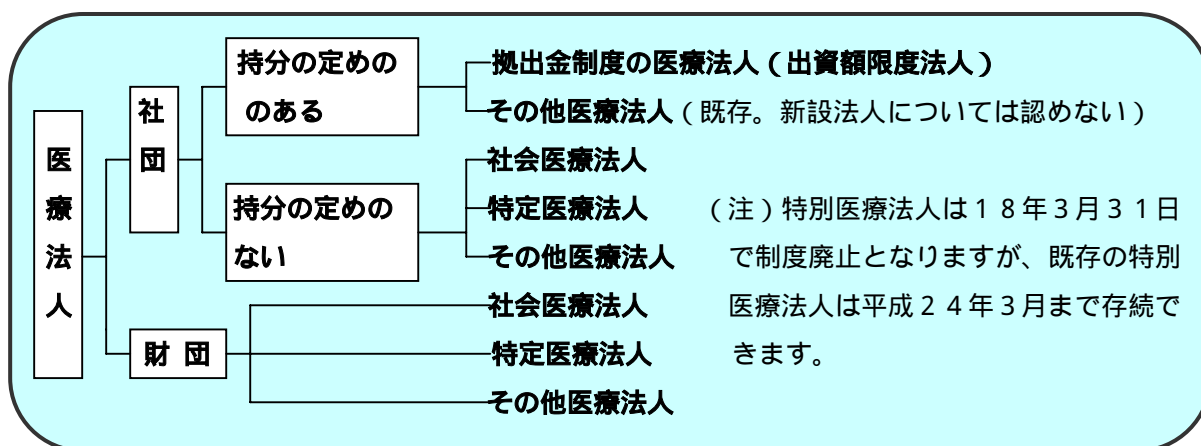
新医療法第44条(設立認可)4項

解散時、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であって厚生労働省令で定めるものの中から選定されるようにしなければならない。

同法50条(定款又は寄附行為の変更)4項

第44条第4項の規定は、定款又は寄附行為の変更により、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設け、又は変更する場合について準用する。

医療法改正後の医療法人の類型



2. 医療法人成りのメリットは拠出金制度の医療法人も享受できるか

(1) 従来の社団医療法人の税務上のメリットは拠出金制度で制約されるか

従来の持分のある社団医療法人への法人成りのメリット(下記～)は、拠出金制度の医療法人(出資額限度法人)においても制約はなく、同様のメリットが享受できます。

法人税と所得税の税率の違いと法人と個人の所得の分散で税額が軽減できる 所得税の最高税率は1,800万円超の所得に対して37%ですが、法人税は出資金1億円以下の法人の場合、所得に対して800万円までは22%、それを超える部分には30%の税率が適用されます。加えて理事長、理事、医療法人に所得が分散されることによる税率低下及び役員報酬が給与所得となるため給与所得控除を受けることができます。

役員退職金の支給が可能になる 個人の場合、自分に退職金を支払うことはありませんが、適正な退職金規程に則った医療法人の役員退職金は損金になり、又、剰余金対策にもなります。

退職所得課税は優遇され、退職所得控除額を控除して2分の1課税となっています。

生命保険等を活用して利益を圧縮できる 個人病院の場合に、生命保険料は院長の家計費で必要経費とはなりません。医療法人の場合には、契約者及び受取人を法人にすると定期保険料などは法人の経費になります。生命保険は、役員退職慰労金の支払原資や事業保障資金に充てること等に活用できます。

社会保険診療報酬の振込時に源泉徴収がなくなる

欠損金が生じた場合、7年間の繰越控除ができる

(2) 拠出金制度の医療法人と従来の持分のある社団医療法人の違いとその対応

拠出金制度の医療法人と従来の持分のある社団医療法人の大きな違いは、社員退社時の払戻し請求権と残余財産の帰属です。例えば解散時に多額の内部留保があった場合、従来の医療法人では出資払込金額に応じて出資者に分配されますが、拠出金制度の医療法人では、拠出金の払戻しを行った残りは、国、地方公共団体、他の医療法人等に帰属することになります。

しかし、拠出金制度の医療法人の場合、医療法人の内部留保が大きく増加しないよう、損益状況をみながら役員報酬の水準を考える等によって医療法人の利益を軽減税率適用所得金額(800万円)内を目処としたり、役員退職金の支給で内部留保を減らすなどの対応を取ることができますので、結果的に従来の医療法人と大きく違わないといえましょう。

Q2 メディカル・サービス法人を運営しています。平成18年度の税制改正で一定の同族会社に該当すると、社長の給与所得控除額相当分が会社の損金にならないとのことですが、どのような場合に適用されるのですか。

A

ポイント

- (1) 実質的な一人会社社長給与の損金算入の見直しは、新会社法で最低資本金規制が撤廃されたことに伴い、個人と法人の税負担を利用した節税目的の法人成りを抑制する観点から行われるものですが、対象は一般の会社で、医療法人には適用されません。
- (2) 制度の骨子は、同族会社のうち一族の持株割合が90%以上で、常務に従事する役員の過半数がその同族関係者である場合、社長の給与所得控除相当分を会社の損金不算入とするものです(ただし、基準所得金額が800万円以下等の場合は適用されません)。

1. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の新設

(1) 特殊支配同族会社の業務主宰役員給与に対する給与所得控除相当額の損金不算入

平成18年度の税制改正で、「特殊支配同族会社」(同族会社の業務主宰役員及び業務主宰役員関連者の所有する持株割合が90%以上で、常務に従事する役員の過半数がその同族関係者である同族会社をいいます)の場合、オーナー(「業務主宰役員」)の役員給与に対する給与所得控除相当額は会社の損金の額に算入しないこととされました。

特殊支配同族会社であるかどうかの判定は、その事業年度終了の時の現況により行います。

「業務主宰役員」とは

法人の業務を主宰している役員をいい、通常は、代表取締役や社長が該当することが多いわけですが、実質的な関わりにより判断され、1会社につき1人となります。業務主宰役員と下記～に掲げる者(その同族会社の役員に限る。)を「業務主宰役員等」といいます。

「業務主宰役員関連者」とは

業務主宰役員の親族

業務主宰役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

業務主宰役員の個人的な使用人

から に掲げる者以外の者で業務主宰役員から受ける金銭等で生計を維持している者

から までに掲げる者と生計を一にするこれらの親族

業務主宰役員等が同族会社を支配している場合における当該同族会社

若しくは に掲げる者又は業務主宰役員等及び 若しくは の掲げる者が同族会社を支配している場合における当該同族会社

に掲げる者又は業務主宰役員等及び に掲げる者が同族会社を支配している場合における当該同族会社

**給与所得控除額
(抜粋)**

給与の年収	給与所得控除額
360万円超 660万円以下	年収×20%+54万円
660万円超 1,000万円以下	年収×10%+120万円
1,000万円超	年収×5%+170万円

従来、法人成りした場合の法人個人トータルの課税ベースは、個人のままと比較すると給与所得控除分だけ縮小したわけですが、この改正で給与所得控除相当額を法人段階で課税することにより法人成りした場合でも、個人の場合と比較して課税ベースは変わらないこととなります。

(2) 適用除外となる場合

特殊支配同族会社のうち、「基準所得金額」(対象事業年度の直前3年以内に開始した各事業年度の法人の所得と業務主宰役員給与額を合計した額をいいます。)が次の事業年度にあっては、この制度の適用はありません。

直前3年以内の事業年度の法人の所得と業務主宰役員給与額を合計した額の平均が800万円以下である場合。

800万円を超え3,000万円以下で、かつ、平均額に占める業務主宰役員給与額の割合が50%以下である場合

なお、新設法人については、当期の所得等を基準として適用除外の措置の判定を行います。

(3) 適用時期

この制度は、平成18年4月1日以後に開始する事業年度から適用になります。

2. 特殊支配同族会社の計算事例

メディカル・サービス法人A社は、社長とその同属関係者が発行済株式総数の90%以上の株式を所有し、又、社長とその関係者がA株式会社の常務に従事する役員の過半数を占めています。社長の当期の役員給与は、1,500万円ですが、この場合、A社の損金に算入されない給与所得控除相当額はいくらになりますか。

なお、直前3年間のA法人の所得金額及び社長の役員給与の実績は、次のとおりです。

	法人の所得	社長の役員給与
直前期	800万円	1,200万円
前々期	1,300万円	1,300万円
前々々期	1,500万円	1,400万円
3年間の平均	1,200万円	1,300万円

1. 特殊支配同族会社及び適用除外の判定

一族の持株割合 90%以上

常務役員の構成 同族関係者が過半数、によりA社は特殊支配同族会社である

A社の3年間の法人の所得と業務主宰役員給与額を合計した額の平均

(法人の所得) (社長の役員給与)

1,200万円 + 1,300万円 = 2,500万円

800万円 < 2,500万円 < 3,000万円

平均額に占める業務主宰役員給与額の割合

1,300万円 / 2,500万円 = 52% > 50%、により適用除外とならない

よって、社長の給与に対する給与所得控除相当額はA社の損金に算入されません。

2. 損金に算入されない給与所得控除相当額の計算

1,500万円 × 5% + 170万円 = 245万円